

大蔵委員會議録 第六号

昭和三十三年二月二十日(水曜日)

午前十一時四十九分開議

出席委員

委員長

理事有馬

理事小山

理事藤枝

理事奥村

理事川島

理事内藤

理事坊

理事山手

理事有馬

理事春日

理事久保田

理事竹谷

出席政府大臣

大蔵大臣

出席政府委員

大蔵政務次官

大蔵事務官(主計局長)

大蔵事務官(大蔵事務官)

農林事務官(大臣官房予算課長)

委員外の出席者

農林事務官(食糧庁総務部長)

日本国有鉄道参事(総理局長)

専門員

椎木

文也君

本日の會議に付した案件

北海道における国有の魚田開發施設等の譲与等に関する法律案(佐々木秀世君外一名提出、第二十四回国会衆議院第五九号)

日本国有鉄道に対する政府貸付金の償還期限の延期に関する法律の第一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

産業投資特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

金融に関する件

○山本委員長

この際金融に關し春日委員より發言を求められておりますので、これを許します。春日一幸君。

○春日委員

私は、この際政府関係中小企業金融機関に対する資金源の増強措置について、政府の方針はいかなるものであるかについて質問をいたします。

すなわち衆議院は昨年末におきまして、中小企業金融年末対策に関する決議を行ひまして、その中で、政府関係金融機関を初めといたしまして、市中一般金融機関に對しまして、その資金源を増強することのために、資金運用部資金の貸付の増強、もしくは政府資

金の大額預託等をはかることを政府に要請をいたしましたのであります。かくて政府は、この院議にこたえて、國民金融公庫及び中小企業金融公庫の両政府関係中小企業金融機関につきましては、同公庫の第四・四半期の資金ワックから、國民金融公庫に於ては十一億七千万円、中小企業金融公庫に於ては八億円、これを年末金融の応急の対策といたしまして繰り上げ支給することの措置をいたしました。ここに資金運用部からの第四・四半期における同公庫に対する貸付計画を見ますと、國民金融公庫が二十六億円、それから中小企業金融公庫が二十五億円となつておるのであります。従ひまして、これからさきに年末金融対策としての第三・四半期の繰り上げ使用分を差し引きますと、第四・四半期の同公庫に對する貸付ワックが、國民金融公庫に對して申しますと十四億三千万円、中小企業金融公庫が十七億円、こういう少額に相なつてしまつております。このような少額では、財政資金が予想外に引き揚げ超過のために、今中小企業金融は超繁忙の金融情勢にありますので、従ひまして、こういう情勢では、とうてい中小企業の資金需要を充足することはできない、まことに憂うべき段階が予想されるのであります。政府は、これに對していかなる対策を講ぜんとするものであるか、これについて政府の責任ある御答弁をお願いいたします。と思います。

○足立政府委員

お答えいたします。

春日委員仰せの通り、年末金融対策といたしまして、國民金融公庫において十一億七千万円、中小企業金融公庫におきまして八億円、それぞれ年間の資金繰りを勘案いたしましたして、第三・四半期において第四・四半期の予定分のうちから繰り上げて資金運用部資金から借り入れたのであります。同公庫の第四・四半期の貸し出し額は、この繰り上げを行つた後におきましても回収金が増加をいたしておりますので、私どもの方の算定におきましては、当初計画いたしました予定をなおかつ若干上回るであろうという予想は成り立つのでございますが、最近の中小企業金融の実情にかんがみまして、同公庫による金融を円滑にするために、さらに運用部から同公庫に對しまして、繰り上げました額を少くとも上回る額で本年度内に追加貸付をしたいという趣旨をもちまして検討をいたしておるような次第でございますので、仰せの点につきましては、政府としても極力善処いたしたいと思つておる次第で、御了承を賜わりたいと思ひます。

○春日委員

現在市中金融が一般に非常に困難な状態を示しておることは、政府も十分御承知の通りであらうと存するのであります。が、わけて中小企業金融は、さらに非常な困難の度を加えておるのであります。これは、先般本會議における質問において、東京手形交換所の不渡り手形件数の実数を示しまして、政府に對して強くこれが対策を講ぜられる必要のある旨を強調したところでありまして、いづれにいたしましても、こういうような政策金融の重き任務を負つております同公庫の資金量が、この第三・四半期に繰り上げ使用をしたといふことのために非常に枯渇しておるこの段階では、政府は、この際大幅にこの中小企業金融の困難なる実情とにらみ合せて思い切つた対策を必要といたすのであります。ただいま政務次官からの御答弁によりまして、これに對して何らかの対策を講ずる予定であることとあります。が、この際、この第四・四半期もすでに半ば以上を過ぎ去らんとしておるのであります。これは、もう同公庫の資金計画または資金の実際の貸し出し、こういう実務に對して重大なる影響を持つ事柄と考えますので、政府の検討は今どういう状態になつておるのであるか、具体的に、数字を示してこの際御答弁をお願いしたいと存するのであります。

○足立政府委員

御承知の通り、自然増収等によりまして現在揚げ超になつております。あわせて最近の情勢は、資金需要もきわめて活発でございますので、中小企業金融公庫並びに國民金融公庫同公庫において、需要に對して資金繰りが非常に忙しくなつておるといふことについては、仰せの通りでございます。従つて、ただいま御答弁申し上げました通り、大蔵省としても誠意を持つて、すでに先食いをいたしました分については、この際ぜひとも追加貸付をいたしたいといふことで検討いたして

おるわけでございますが、なお春日委員仰せのような点もございしますので、相当大幅に追加貸付をいたしたいと思っております。

数字をあげてというお話でございますが、大体私どもの考えとしては、両公庫合せて三十五億くらいの追加貸付はぜひともいたしたいということで研究をいたしております。両公庫の資金繰りの状態を調べてみますと、大體国民金融公庫で、追加貸付については約十五億、中小企業金融公庫で約二十億、合せて三十五億、これだけ追加貸付をやりますれば、最近の資金需要等を考えてみても十分まかなえるのではないかと、いうふうには考えております次第でございます。

○春日委員 政府の考え方としては、先食いは十九億七千万円であるから、これを三十五億にすればこれ十五億の増になるから、これは相当施設の前進であるかのごとき御答弁であります。これは、私どもとしてはまことに了承いたしかねるのであります。と申しますのは、これらの両公庫に対する政府の貸付計画が立てられた三十一年度当初のいろいろな見通しについて申し上げますと、この当初予算編成当時は、政府は九百八十億円の散布超過を見込んでおったのであります。ところが、政府で最近の収支実績を検討いたしました結果、これが、実に逆になん千三百億円の引き揚げ超過になつて参つてきた。これは、実に九百八十億の散布超過が、逆に引き揚げ超過千三百億というものでありますから、これは三十年度の散布超過二千七百六十億と比較すれば、三十一年度においては、国庫が民間から実に四千

億円の資金収収を行うことに相なるのでございます。これが、今日における一般金融の困難なる原因となつておると思ふのであります。そのしわが中小企業に寄せられて、私が申しました通り、神武景気が一般にうたれておるそのさなかに、中小企業の不渡りが激化しておるというその原因の重きものをなしておるのであります。従いまして、予算編成当時の見通し、それからその後の経過というものが、明らかに狂つておるのでありますから、こういうような事態に對策いたしますためには、これは両公庫に對して、この際大幅なる貸し出し増強の措置を講じなければならぬと存するのであります。でなければ、中小企業そのものが困つた状態になつて、昨年末に示されたこの不渡り激化の傾向が、さらにだんだん悪くなつてくるということ、これはまことに重視しなければならぬと存するのであります。

なお一方郵便貯金の伸び、これは最初の計画によりまして、九百九十億の計画が立てられておつたのであります。が、実績見込み額は、これに九十億を加えて千八百億、こういう具合に相なつておるわけでありまして、この郵便貯金の元が、中小企業者が預託しておる資金であるという資金源の性質にかんがみましても、すべからず中小企業に對する貸し出しの資金源として、これは還元的な措置を講じられることが至当であると思ふのです。私は、この際中小企業が実際に困つておる現状にかんがみまして、かつ一方郵便貯金も、当初の見込み額から九十億も上回つておるといふこの実績にも徴して、この際少くとも九十億全額、これを両

公庫に對する貸し出し増の方向へ運用してしまふべきものと考えるが、政府は三十五億の貸し出し増、補正を行うという御意見であります。さらに歩を進めて、この九十億全額——郵便貯金において伸びて参りましたその全額をこちらの方に運用いたしまして、よつてもつて中小企業金融の隘路を開するの意図はないか、重ねて政府の答弁をお伺いしたいと思ひます。

○足立政府委員 私がたゞいま御答弁を申し上げました中で、三十五億程度を追加貸し出しをいたしますれば十分ではないかと申したのは、ちよつと言ひ過ぎかと思ひますが、春日委員仰せの点につきましては、よく私もわかるのであります。が、たゞいま御答弁申し上げました通り、回収金も増加いたしておるわけでございます。各四半期別ごとの貸し出し計画と、その実績を對照してみましても、第四・四半期に予想される貸し出し数字につきましては、相当伸びております。当初計画が、国民金融公庫へ百十三億予定されましたが、たゞいま私が御答弁申し上げました十五億の追加貸付をいたしますと、これが約百三十五億程度になるのじゃないか。年間を通じて見ましても、当初予定の五百二十四億が五百九十億程度になるのじゃないかというふうな予想がされるわけでありまして、相当年間を通じての資金量としては、予定を上回つておるわけでございます。なおまた中小企業金融公庫にいたしまして、第四・四半期の当初計画五十八億に對しまして、たゞいま御答弁申し上げた二十億をプラスいたしますと、約八十億程度のものが予定されるわけでございます。年間を通

じて三百十億の計画が、三百八十億あまりという予定になるわけでございます。年間を通じての資金量も相当増大して参ります。もちろんこれをもつてすべて解決というわけにはいきませんが、諸般の事情も考慮いたしまして、先ほど御答弁申し上げた通り、この程度まで手当をいたしたいと考えておる次第でございます。

○春日委員 私どもは、この両公庫における資金需要の実数と、貸し出し応諾の実数をいろいろ検討いたしてみますと、大體貸し出し得るものは、申し込みに對して四分の一程度のものである、かくのごとくに聞いておるわけでございます。が、いづれにしてもこういうような状況から判断いたしますれば、今次官御答弁のような少額の資金の増強措置をもつては、資金需要をまかない得るものではない、満たし得る状態とは言えないことは論をまたないところであります。しかし、いづれにいたしまして、政策論議にも相なりますので、後日の機会にこれは譲りますが、いづれにしても政府が三十五億というものの増強措置を講じたという段階において、その事後の措置を講じていただかなければならぬと存するのであります。すなわち両公庫は、予算総則の中において、資金運用部資金から借り受けられる最高額を規定いたしておるのでありますので、従つて、この予算において補正の措置を講じていただかなければならぬと存じます。ところが、第一次補正にはこの事項が法律案として計上されておられません。第四・四半期ももうすでに半ば以上を経過いたしておりますので、さらに資金の性格上これを公庫に流し

て、公庫が全国に對して貸し出し計画を立てなければならぬのでありますから、そういう資金をふやすことのため法律的措施はいつごろ講じられる予定であるのか、この際お伺いをいたしたいのであります。

○足立政府委員 たゞいま春日委員御指摘の点につきましては、私も至急部内で検討いたしまして、後刻御答弁を申し上げます。

○春日委員 十分御検討あつて、必要な予算措置を講じていただきたいと存するのであります。が、この際特に希望いたしておきたいことは、第一次補正の中にこの事項が何ら計上されておられません。従いまして、私は伝えられるところの第二次補正の中に、あるいは雜金処理というやうな形で出てくるのではないかと考えますけれども、しかし時期的に考えまして、第二次補正の国会への提出というものは相当時間的にずれてくる、そういうわけでありまして、必要な法的措置はいずれ最もすみやかに措置を願わなければならぬとは考えますが、しかしながら、両公庫が実際にその資金の運用を通じて貸し出しができる態勢を確保していただかなければならぬと存するのであります。

そこで、この三月に政府が貸し出しという資金計画を、二月に両公庫に貸し出しを行なつて、言うならば予算にきめられております資金量全額を二月中に使つて、三月分がなくなる時分をこの補正によつて満たして、こういうやうな事態も、法律事項に關係なく實際上の運用としてできると私は考えるのであります。従いまして、

○足立政府委員 必要によりまして仰せのような処置をとうろと思つておるわけでございますから、先ほど御質問のありました点とあわせまして、至急部内で検討いたしまして、どうせ出す資金でございますから、効果的に使われるように善処いたしたいと思つております。

○春日委員 後刻御検討願つて、実情に即するように措置をするとのことでありますから、どうか一つ早期にその措置の講ぜられんことを、かつは、今回の増強措置が三十五億という御答弁でありますけれども、さらに省内において、この中小企業資金需給の実情、それから一方、引き揚げ超過になりましたことから来たところの市中金融逼迫の実情、こういうものをよく検討されまして、さらにこの三十五億のワクを増強されることのために、一段の御努力あらんことを強く要望いたします。私の質問を終わります。

○小山(長委員) ただいまの問題に關連してありますが、最近の金融の逼迫は、中小企業といわず大企業といわず、非常な逼迫ぶりであります。中小企業の問題に關しましては、政府の施策としては、ただいまの春日君の御意

小企業金融公庫、国民金融公庫の資金が逼迫いたしますのは、一般の金融が非常に逼迫しておるので、そこで市中金融機関にたよっていこうとする中小企業者が、勢い中小企業金融公庫あるいは国民金融公庫になだれ込んでくる、これも争えない事実であると思うのであります。そこで、中小企業の金

融通逼迫を緩和するためには、さらにも一段の努力が必要であらうと思うのでありますが、それには、先年末政府が施行しました金融債の買い上げという方法が一つあるのであります。年末に八十億程度の金融債の買い上げをやったのでありますが、今後この金融債の買い上げはさらに続行される予定であるか、どの程度金融債を買い上げる予定であるか、その辺を一つ明らかにしてほしいのであります。

○足立政府委員 小山委員仰せの通り、年末金融対策の一環といたしまして、八十億の金融債、公社債等の買い上げを実施いたしましたのであります。当時から計画に基きまして、百二十億を今月買い上げることになっておりまして、実は本日その支払いをいたすことになっております。さらに資金運用部資金の若干の余裕もございますし、なおまたあわせて最近の金融事情も考慮いたしまして、三月に入りまして最後

の手当を相当大幅にいたしたいという腹組みでおるような次第でございませう。

○小山(長)委員 今後の金融情勢もありましようが、三月に手当をしようという金融債、あるいは公社債の買い上

○足立政府委員 この点は、まだ数字をはつきり申し上げる段階にございませんが、大体の腹づもりとして、御質問でございますから申し上げてみたいと思います。三月末に予想される資金運用部の繰り越し等も勘案いたします、できるだけ最近の金融事情を緩和するための手を打ちたいと考えておるわけでございます。大体今の予想で

は、二百億近く金融債あるいは公社債の買い上げが実行できるのじやないかという見通しでおるような次第でございます。なお、その買い上げの時期をどうするかということについては、最も効果的な時期を選ぶべきでございますから、あるいは三月上旬に百億程度のものを買い、その後の様子を見てさらにできるだけの買い上げをやるか、あるいは一ぺんに時期を見てやるか、この点はまだ部内でも方針をきめ

ておりませんが、いずれにいたしましても、ただいま申し上げた通り相当大幅な、少くとも資金運用部の余裕金を見て精一ぱいの買ひ上げをやりまして、最近の特に金詰まりの状況をできるだけ緩和したい。特にこれは春日委員からも御指摘のあった通り、自然増収その他の揚げ越の結果による逼迫もございますので、こういう点は政府としても責任を感じて、できるだけの処置をとりたいと考えておる次第で

○小山(農)委員　その際に、一言伺つておきたいのでありますが、十二月に買い上げた八十億については、たしか年度末までに買い戻す条件がついて

の若いものから買い付けておきますので、幅を広げていきますれば、だんだんさかのぼって参りまして、十月もの、あるいは九月ものというふうに買い付けてくるわけでございますが、資金運用部の資金の必要から、四月になりますとやはり資金も要るようになって参りますから、買い戻しという処置も必要になってくるわけであります。年末の八十億がどういう期限がついておるか、私今承知いたしておりま

せんで、これは調べまして御答弁申し上げたいと思います。

○小山(長)委員 この八十億については、三カ月の期限がついておるのであります。この年度末における金融の繁忙は、政府がさらに二百億もの追加買い上げをやろうかというほど逼迫しておるのでありますから、従つてこの八十億についても、期限の延長の措置をとられるように要望いたしておきたいであります。

さらにもう一つ、これは私参考のために伺っておきたいのでありますが、お返事は後刻でけっこうであります。元来、このように金融が逼迫いたしておりますのは、財政資金の吸収なのであります。つまり税が当初予定したよ

の中で、金庫上は帳消し勘定になってしましますから、民間に還元をされないものであります。それで私伺いたいのには、こういうふうに税金が入って、すぐ自動的に国庫収入になって、それが直ちに民間に還元されないというこの制度について、実は疑問を持っておりますのであります。このような揚げ超がはつきりわかつておるときには、目録の回収期間を、現在のはたしか二日になつておるまゝでありますか、それ全

一週間延ばしてやるとか、あるいは十日延ばしてやるとか、半月延ばしてやるとかというような措置をとれば、わざわざこんな金融債の買い上げとか、めんどくさい措置をとらなくとも、金融は自動的に緩和するはずなのであります。一体そういう措置をとればどのような弊害があるのか、なぜそれとらないのか、あるいはどこにその障害があるのか、これを、後刻でもけっこうでありますから、同つておきこ

○足立政府委員 小山委員ただいま御指摘の点は、技術的な問題で、非常にむずかしい点もあるようでございますから、部内でも研究いたしまして、後刻御答弁申し上げます。

○山本委員長 次に、日本国有鉄道に
対する政府貸付金の償還期限の延期に
関する法律の一部を改正する法律案を
議題として質疑に入ります。質疑の通
告者横山利秋君。

○横山委員 日本国有鉄道に対する政
府貸付金の償還期限の延期に関する法
律の一部を改正する法律案であります
が、昨年当委員会において、この三十
億何がしという貸付金については、言
うならば無条件で一年延期をいたした
のであります。本年はそれを形を変え
て、この法案によりますと、三十二年
から三十六年までの五年間に分割して
償還させる、こういうのであります。
去年とことしと延期について形を変え
る理由がどういふところにあるのか。
何か国鉄としては、確実に財政上返還
する余裕が生じ、前途にそういう保障
を得られておるのかどうか、まだ変つ
た理由をお伺いしたい。

○久保説明員 お答えいたします。昨
年は、三十一年度の財政事情からはと
うて償還は困難であるということと
延ばしたわけでありましたが、法律の精
神からいへば、ことに独立採算制の建
前でありまして、法律の規定に従つて
返すというのがむしろ当然でございま
す。三十二年度も、当然法律の趣旨か
ら申せば、三十億あまりを返還するとい
うのが本筋でございまして、国有鉄
道の財政につきましても、本年度は、
昨今来の経済の状況を反映しまして相
当増収も予想され、それからまた経費
についても徹底的に合理化をするとい
うことで、若干財政状態はよくなつ
た。しかしながらまだ赤字という状態
でもあり、一方運賃の引き上げにつき
ましては、もっぱら輸送力の増強に

使つていく、こういう建前でございま
すので、その両方を勘案いたしましたし
て、三十億全部を来年度返すのは無理
である、しかしながら当然の建前とし
て、若干自然増収の増加等とも見合
まして、六億程度返還するということ
が妥当であろうということ、大蔵
省、運輸省等のお考えも入れまして、
さういふにお願いしたわけでございま
す。

○横山委員 増収は多少はある、経費
も多少合理化できる、さうしてある程
度の金が出る、さうおっしゃるので
すが、さういふことであるならば、そ
れは今日直ちにこの方面に回して国家
に対する返済金をしなくとも、ほかに
使う方法として、国民の福祉なり利益
なり、あるいはいろいろの角度はあり
ましようけれども、問題のあります運
賃を軽減することの方が、今日の問題
としては妥当なことではなからうかと
思う。今、経理局長は出す方の立場で
御答弁をなさいましたが、政府の方と
して取る方の立場、つまり貸金を返せ
という立場で、私の質問に対して御答
弁をお願いしたい。

○中尾政府委員 実は、取る方と申し
ますと何かおかしいのでございま
す。一般会計の方としましては、これ
を返していただくという立場があるの
でございまして。別に税金をかけてお
るわけではございませんので、実は御用
立いたしました分を返していただ
く。それが先ほど御説明がございまし
たように、国鉄の独立採算制の見地か
らいたしまして、これを返していただ
くということではございませう。しかし
ながら、現在までのところ、国鉄の経営
の状況から見まして、これをしつて返

していただくということになります
と、国鉄の経営にもいろいろ御不便が
ございました。それが今回条件がたいぶ
変わりました。先ほど御説明のあったよ
うになりましたので、これを返してい
ただくことになったわけでありませう。
ほかの経費に使えというお話がござい
ましたが、これは決して経費に使うわ
けではございませう、返していただ
く分でありませう。なお返すものにつ
きましても、国鉄の当分の輸送の需要に
対処いたしましていろいろ御計画があ
るわけでありませうから、これらの計画
に支障のない範囲内においてこの金額
を確定いたしました。なお今後これを
全額返していただくにつきますと、
無理のないように計画を定めまして、
それで返していただくことにしたわけ
でございませう。

○横山委員 どうも政府の国鉄に対す
る態度というものは、私は解しかれる
のであります。去年、やはりこの一年
まるきり延ばすというときに、私は聞
いたはずで、あのときまるきり延ば
しておいて、今度は逆に本年度は三十
六億、来年度は七十二億の固定資産
を返す。それでもって片一方に運賃の
値上げをやるといふ。その辺の理屈、
政府の国鉄に対する方針というものが、
私はきわめて不鮮明だと思ふ。今
国鉄当局は、運賃値上げは一生懸命に
なっております。私も運賃値上げ
に反対であるけれども、少くとも共通
の問題として、運賃値上げをあなた
の方でされるというならば、その国鉄
から返していただくにしろ取るにしろ、
少し控えたかどうか。さうして、少
しでもあなたにいわゆる運賃値上げを
の中で軽減するようにしたかどうか。

これはきわめて常識的じゃないです
か。それを、本年度七十二億の固定資
産税を取り、しかも返していただく、
こういう法律案が出ておるところに十
分解せないものがある。これは、どう
も政府として返していただかなけれ
ばならぬものであるか、今日どうして
もこれを返さざる必要があるものでは
あるかどうか、その絶対的な理由とい
うものは一体どこにあるか伺いたい。

○中尾政府委員 国鉄の経営のある時
期におきまして、そこに支払い上の支
障を生じましたので、これを御用立て
いたしたわけでありませう。もちろん御
用立ていたしましたのは、納税者が御
用立ていたしましたのであります。こ
れを本来の国鉄の経営でもって順次返
していただくというのが原則でござい
ます。いつ返さなければならぬかとい
うお話をございませうが、別に営利目
的で貸し付けた金でもございませうか
ら、さういふことはございませう。元
来、これはそのときの事情によりまし
て、必要な金を一時お貸ししたわけ
であります。国鉄の方の事情は、償還
の余裕がなかなか見出せません関係
上、数次にわたつてその期限を延長し
たわけでありませう。なお昨年度にお
きましては、結局本年の四月に返すとい
う方針が一応立ちまして、法案の提出
をお願いしたわけでありませうが、四月
中ではなお国鉄の実情に沿わないもの
があるところから、これを延長
いたしましたのでありまして、現行の法律
を緩和する法律であります。

○横山委員 あなたが言っているの
は、私の質問に対する答弁になつてい
ないじゃありませんか。何を言ってい
るのです。去年もとにかく一年延ば
す、それだけ延ばして、ことしに限
つて、どうしてもこういう計画によつて
返済しなければならぬ理由は一体何
であるかというのを、そのものずばり
で聞いておるのですから、そのものず
ばりで答えて下さい。

○中尾政府委員 繰り返して申し上げ
ることもないのでございませうが、こ
れは、もともと返していただくというこ
とになつておるものなのであります。
現行法におきましては、合理化を待ち
まして、ことしの四月に返すという計
画になつておつたわけでございませう。
若干その計画も進んだのでございま
すが、なお全額を一時に返すというこ
とは事情が許しませんから、従いまし
てこれを延長いたしますのでございま
す。

○横山委員 そんなことは初めからわ
かつておるので、一年延ばし、二年延
ばし、やつてきたものを、ことしに限
つて——あなたの言う議論なら、別に
年とことしと変つていないのです。そ
れを、ことしなぜさういふ具体的な計画
を立てなければならぬかということ
を聞いておる。去年とことしと答弁が一
緒では、何の答弁にもならぬのです。
ことしに限つて区別をして、何年計
画で返させる、その理由を私は重ねて
聞いておる。

○足立政府委員 さつぱらんに申し
上げますと、運賃を改正して、国鉄も
相当増収になるといふ際に、国から借
りたわずかな金——国鉄全体から見れ
ばわずかなんですが、これを返さないとい
うことは、一方からいへばまた批判の
余地もあると思ひます。しかしなが
ら、運賃改正につきましては、仰せの
通り国民の間にも反対も非常に強い

し、経済に及ぼす影響も考慮しなければならぬということから、一方からいえば、運賃改正というものを必要最小限度にとどめて、そうして、そういう国が今までめんどろを見たものについて、まあ、徳政をしいて免除するか、あるいは延ばせという議論も成り立つわけでありませう。政府としては、これは非常に政治判断といえますが、苦しい点もあるわけでありませうが、こうした国鉄の整備をやるというときに、少くとも独立採算である以上、一般会計から借りたものをはおかむりでいくわけにもいきませう。これはやはり筋を通して、返すものは返すという償還計画を立てるべきだ。一方運賃改正の方は、現況にかんがみまして、輸送力の整備に絶対必要なものだけはやむを得ないというので踏み切ったわけでございます。さような考え方で、筋を立てて、返すものは返す、一方運賃改正をやるべきものはやめて、この輸送力の増強という緊急事態に対処すべきものは対処する。私どもとしては、こういうふうに一応割り切ったつもりでおるわけでございます。決して去年の情状で考えておるといふわけではございません。

○横山委員 政務次官のようにさっぱり答弁してもらえば、私どもも話が早く済むのです。たださっぱり過ぎて、国民の方が納得できないだらうと思ひます。借金をお客さんにも持たせてくれ、こういうことでしょうか。それどころではないです。さっき言ったように、結局運賃値上げの必要のあるところへ、新たに固定資産税を七十二億円、これこそほんとうに新しく取るものになつてゐるのですから、政務次官

はまだ御存じないかも知れませんが、本年度は三十六億円、米年度は七十二億円。今度の運賃改正一割三分で年間どのくらいの収入を見込んでゐるのですか、それをまず伺いたいと思ひます。

○久保説明員 三十二年度で大体三百六十五億程度でございます。

○横山委員 一割三分上げて三百六十五億も上げて、その中からまず七十二億円米年度も固定資産税をとつて、そうしてこの法律で六億、かてて加えて政府と国鉄の話し合ひで二十四億別に返す、合計百三十二億円の予定しないものが取られる。これは政務次官、話が少し違ひはしませんか。それから、これは借りたものとおつしやる。それならば、今国鉄が政府から借りてゐるすべての借入金及び債券はどのくらいになつておられますか。今度の三十億円、そのほかに政府から借りてゐる公債と借入金というものは今一体幾らくあるか、それはどうするといふのですか。

○久保説明員 借入金の中身を申し上げますと、直接政府の一般会計から借りております額は、三十三年度末、今日もそうありますが、総計で五百八十五億でございます。このうち大部分が、日本国有鉄道法のできましたときに、例の国鉄特別会計で持つておりました公債を肩がわりしてもちつたといふことで、政府からの借入金といふことに名前が變つておりますが、そういうものを合せて五百八十五億がいわゆる政府から借りてゐる金、そのほか、これももちろん政府でございませうが、資金運用部から借りておりますのが、前年度末で八百十三億ありまし

て、そのほか債券が約三百億ほどありまして、総計で千七百億、こういうことになつております。そうして、一番最初に申し上げました五百八十五億のうち、今度法律改正で出ておりますのが三十億余り入つてゐるわけでありませう。そうして、実は米年度予算に、ただいま申し上げました五百八十五億のうち、この分を六億返しますのと、それから国鉄になりましてときに肩がわりしました借入金を――将来のことはわかりませんが、とりあえず二十四億その分を返そうといふことで、そういうものを入れて約三十億古い債務を返す。そのほかに資金運用部からの年賦償還とか債券の償還とかいふものであります。そういうものが三十億米年度の七十四億の中に入つてゐるわけでありませう。

○横山委員 今の話を承れば、三十億のうちの六億は法律で返す、そのほかは五百億ばかりある政府からの借金については、法律を用いずして米年度二十四億返す、こういうことをおつしやつてゐるのですか。

○久保説明員 法律を用いずといふお言葉ですが、正確に申しますと、日本国有鉄道法になりました際に、法律に基づきまして、その当時国鉄特別会計が持つておりました公債を一般会計に帰属させる、ただし、ちやうどそれに見合う額を、日本国有鉄道法は政府に対する借入金とする。そうしてその条文によりますと、もともとその公債の償還期限、利子等がきまつております。それと同じものをそのまま債券として政府に借りるのだといふことで、これは昔の古い公債でありますから、どんな償還期限が来てゐるわけでありませう。

す。これに對しましては、運輸省と大蔵省とが毎年お話ししまして、苦しいときには償還期限の延長、あるいは借りかえという方法をとつてもらひまして、昨年までは延ばしていただいたといふことで、償還期限は実はほとんど来いてゐるわけでありませう。これを、毎年法律によらずして借りかえ、もしくは償還期限を延ばすといふことでやつてもらつておつたわけでございます。それが、米年度は先ほど冒頭に申し上げましたような理由で、返すべきものは返すといふことで、米年度の予算事情、財政事情を見て、合せて三十億返すといふ計画を立てたわけでありませう。

○横山委員 それはきかめて不明快な答弁です。国会に六億返すについて法律案を出してゐて、二十四億は大蔵省と国鉄の間にやみ取りをして、そうして返す返さぬといふことをやつておるとは、国会をどういふふうにかへてゐるのか、大蔵省では、そういうことをやつておる以上、多少は理屈もあるだらうけれども、まさに常識的に考えてみても、六億返すについて、国会にこれだけ集めて、やつさもつさやらせておいて、二十四億返すについては、国会の御審議は得ません、そうして適当に大蔵省がいばつて、おい返せ、返さないといふ話をして、おい返せ、返さぬといふ話をして、不明快千万であると思ふのです、いかがですか。

○中尾政府委員 話が二つございませう。その最初の六億の分でございます。これにつきましては、期限がきまつております。これを延長いたしましたのは、財政法の規定もありまして、これを法律でもつて承認を得ませんと、その期間を延長するといふわけに

は参りません。これは、納税者のお金を貸してゐるのでありますから、やはり納税者自身の御了解を得ませんと延ばせぬのであります。そこで延ばす法律をお願いいたしておるわけでございます。先回も延ばす法律をお願いいたしました。そのお願いするときには、これだけ延ばしましたら回収いたしましたといふ気持ちであつたのであります。が、なお事情が許しませんので、さらに分割して回収することにするといふ御了解を得るために、ここで法律をお願いするわけでありませう。

なお先ほどお話しに出ました二十四億につきましては、これはすでに日本国有鉄道法施行法の第九条におきまして、法的措置がとられておるのであります。第九条の五項におきまして、支払ひ期日その他の変更について、国会の御議決を得る次の規定がありまして、まさにそのための規定がここにちやうどいたしてあるわけでありませう。それでもつてやつておりますので、法的には御議決を得た通りにやつておるといふ次第でございます。

○横山委員 国会の議決を得てゐるといつていばるのだけれども、それを許していきんげん無礼といふのです。少くとも返すときにはそれはいいだらう。けれども常識的に考えた場合、あなたも法律の虫か鬼か知らぬけれども、法律の規定だけではだめです。六億を返すときには議論を国会に求めて、二十四億返す問題については国会の議論を要しないといふのは、何ほしくし定木にあなたがお考えになつておるか知らぬけれども、常識的に納税者がいかぬと思ふのです。これは、もう一ぺんあなたも單なる法律の虫や鬼でない立

場においてお考えを願う必要があらう
 と思うのです。

そこで、政務次官にもう一ぺんお伺い
 しますけれども、あなたは運賃値上
 げをする機会に、こういう借金もついでに
 片をつけた方がさっぱりしていい、こ
 ういう御意見をおっしゃいますし、た
 が、一体これらの返済に要する資金を
 利益によって生み出す、借金も利益
 によって返済していくという事は、私
 企業においてはなるほど妥当な意見
 であらうと思うが、けれども公共企
 業である国鉄において、運賃の中に
 そういふものを織り込むという事は、
 は、ほんとうにあなたはそれを妥当だ
 と思っておられるのでありましょ
 うか、もう一ぺんお伺いいたします。

○足立政府委員 ただいま法規課長か
 らお答え申し上げた通り、御指摘の二
 十四億につきましては、すでに国会の
 議決を得ました法律に基づいて返済計
 画を立て、今回の特別会計の予算にも、
 これを盛り込んで国会の御審議を願う
 ことになっております。私は、筋は通っ
 ておると思いますが、横山委員の御指
 摘の点も、常識問題としてわからぬ
 ではありませんが、この場
 に六億と一緒に出すべき性質のもの
 ではないという考え方を、私も持っ
 ております。

○横山委員 そんなことを私今聞いて
 いるのではないのです。あなたはさっ
 きからこだわって、そればかりいかぬ
 などとお考えになられたかもしれぬけ
 れども、私の今聞いたのは、それと全然
 違うことなのです。あなたは、さっき
 運賃を値上げするに際して借金を返
 させることが妥当であるとおっしゃ
 った、そのことは、つまり民間企業な

ば、もうけて借金を返すという事は
 いであらうけれども、公共企業体で
 ある国鉄にそういう一般的な基準を当
 てはめることが妥当であらうかどう
 か、こういうことを聞いていますの
 です。

○足立政府委員 わかりました。私
 は、その点は先ほどお答えしたつも
 りなのです。と申しますのは、両面から
 する批判が運賃改正にあるだろう、こ
 の六億の扱い方につきましても、両方
 の批判があるだろう、だから政府とし
 ては、この際かような判断をしたとい
 うことを申し上げたのでありまして、
 今横山委員の御質問の中に、私が、あ
 たかも運賃改正によってこういう返済
 をすべきだと申し上げたようにおっ
 しゃっていらっしゃるが、さように
 申し上げた覚えはございません。そこ
 で、今回の運賃改正につきましては、
 この返済金の問題は、直接運賃改正の
 要素になっておりません。もちろん
 立採算を建前とする企業体でございま
 すから、全般的なもうけの中から政府
 に対する借入金返済していくという
 ことは当然でございますが、今回の運
 賃改正の直接の要素にはなっておらぬ
 ということをお答え申し上げます。

○横山委員 さっきの話と少しニュア
 ンスが違ってきたわけですが、公共企
 業体の国鉄なり、あるいは電通でも専
 売でもそうですけれども、公共企業
 体の借金、借金といつても、これは公
 共性の立場においてそういう仕事を
 するために、年々歳々借金がふえてき
 ましたらうし、今話を聞けば、千五百億
 ですか千七百億か、千七百億ともい
 う借金を今ここにこれからの乗客に転嫁

するというのが妥当でないとするな
 ら、そういう理論をあなたがお持ちで
 あるとするならば、それじゃ一体どう
 いう方法でやるのが一番妥当であるか
 ということを私は考えなければならぬ
 と思うわけです。従ってそういう立場
 に立てば、この運賃改正をする機会に
 借金をきちんと返済計画を立てさせる
 ということは、それ自体ではあなたの
 御意見とも相持つて筋が通らない。先
 般答中にも、少くとも公社になったと
 きの借金などというものは、政府出資
 によって、全部を一時でなくともある
 程度肩がわりの方向にいってべきでは
 ないか。公社として新しく出発したので
 あるから、そのとき以降の問題につい
 ては、そのとき以降の問題を要えて、
 政府出資によってある程度肩がわりさ
 すべきではないかということが出てお
 るわけなのですが、政府にはそういう
 考え方はないのかどうか、一つお伺い
 したいと思ひます。

○足立政府委員 大蔵省といたしまし
 ては、大事な国民の税金を預かってい
 るところでございますから、長い間国
 鉄に相当な金を貸し付けて、これが焦
 げつきになっておるといふことでは実
 は相済みぬわけですが、さうくばらんに
 申し上げて、でありますから、運賃改
 正をするときには、えてして、そんな
 に増収があるならば一ぺんに返しても
 らいたいという気持ちにあるいはな
 らうかと思ひますが、その判断につ
 いては、先ほど申し上げた通り、運賃改
 正の一般社会に及ぼす影響の重大性を
 考えまして、今回の運賃改正にはこれ
 は直接盛るべきでないという観点に
 立つて、政治的判断をいたしてかよう
 な処置をとったわけでございます。

それが運賃改正の引き上げ要因になつて
 いないという数字的な説明につきま
 しては、経理局長も見えておりますか
 ら、経理局長から具体的に申し上げた
 と思ひます。

○久保説明員 来年度について申し上
 げますと、収入の増加、これは運賃改
 正を含まない現行運賃での収入増加は
 二百八十五億でございます、これに
 対して経費がふえますのは約百億、た
 だしこの中には固定資産税の増加を含
 んでおりますから、さらにこれを差し
 引きますと、ネットのいわゆる企業努
 力による資金の捻出というものは二
 百数十億にわたるわけでありまして、こ
 れを資金として今のよう借金返済し
 ていく、こういう筋に相なるわけであ
 ります。

○横山委員 それは、運賃の一分三分
 の構成要素の中へこれが入っておるか
 ないかという点については、ずいぶ
 ん議論もあつたし、時間もかかるの
 で私はやめますけれども、少くともこ
 の機会に、来年度七十二億の固定資産
 税を新たにとり、さうしてここに三十
 億何かのこの借金を返させるとい
 う結果は、国鉄の全部の収入支出の
 中で、これは運賃値上げの構成の中
 に入っていないといつても、国民は納得
 しないといふ思ひがあるわけでありま
 す。きわめて常識的な、すなわち考え
 方をすれば、三百億といふ運賃値上げ
 しても、この中で百億ばかりは借金の
 返済や税金の方に回つてしまふとい
 う印象を免れたいといふなければなら
 ぬわけですが、私が言いたいのは、さ
 ういふような立場に立てば、少くとも政
 府出資によって肩がわりをするとい

ふうな方向において、公社以前の国
 鉄、ほんとうの名実ともに国鉄とい
 つては語弊がありますけれども、政府の
 直屬機関である国鉄の当時、公共性の
 ために尽されたこれらの費用というも
 のは、やはり出資によってなされるべ
 きではないかと思ひます。

もう一つの考え方としては、答の中
 にございまして、今後政府とそれ
 から国鉄との話し合いによって、六
 億なり二十四億なり年々返すとい
 うについては、もしも政務次官が国鉄
 からどうしてもとるとおっしゃるなら
 ば、国鉄にとりやすいような態勢を
 整えさせる必要はないか。たとえば
 基金制度を、かねがね学者の間でも
 議論のある減債基金制度を設けて
 やる、さうして返済計画をきちん
 と立ててやる。毎年々々大蔵省から
 返せという話で、それを押し合ひ
 で途中で妥協して、さうして何か筋
 のわからぬようなことでやるよう
 なことではなしに、減債基金制度を
 国鉄に設定せしめて、さういふ準備
 の中でやらせるといふ必要を感じない
 かどうか、この点を重ねてお伺い
 いたします。

○足立政府委員 この趣旨が今回の
 国鉄運賃値上げと全く関係のない
 点につきましては、先ほど申し上
 げた通りでございます。かりに運賃
 値上げの問題がなくても、すでにこ
 の四月に期限が迫つておるわけ
 でございます。その通り国鉄が合
 理化をして返すというならば、こ
 の法律の御審議をわすれなければ
 ならず、これを期限を延長し、計
 画を立てて国鉄に返させるとい
 うことのために、これは運賃引き上
 げの問題がなくても御審議を願
 わなければならなかつ

ても御審議を願わなければならなかつ

ても御審議を願わなければならなかつ

た問題であります。従つて、これは全く別個の問題であるから、むしろ国鉄の合理化を促進し、計画的にこれを返還せしめようかと思ふかと思ふわけでございます。同時に、今お話しした国鉄自体が返済計画を立て、あるいは国鉄の内部に減債基金のような特別会計のものを設けて、年次計画を立てて返したかどうかというお話でございますが、国鉄の合理化については、かねて問題になつてゐるわけでありまして、ただいま経理局長から御説明申し上げました通り、国鉄自体が自力で来年度二百数十億の増収を見込んでおられるのは、これは合理化が大きな要素になつてゐるわけでありまして、かようにしていきますれば、私は今横山委員の御指摘のような特別なものを設ける必要も、計画的な返済が成り立つのではないかと、このように考へておるわけでございます。

○横山委員 それはあなた、政務次官失礼な話だけれども、減債基金制度というものを、私は少しあなたにお考え直しを願ひたいと思ふのです。それから合理化とは何ぞ、合理化とは帳面ずら合せて収支とんとんということが合理化でもありますまい。真の合理化というものは、そういう数字が合うか合ふぬかという議論でなくて、より経営が健全に、かつ国鉄としての使命が達成される、国民にサービスが提供されるという意味が真の合理化でなくてはならぬと思ふわけですね。減債基金制度についても、もうかつていけば、利益が上つていけば自然できるではないかということは、それではもうからなかつた場合にはどうなるのかという議論に逆さかかるといふわけですね。

それ、もしもあなたが国鉄の千七百億に達する借金を国鉄をして健全に返納せしめるといふ、この法案のような立場をとるといふならば、この際国鉄に千七百億を長期であらうと、どれだけの返済計画を立て、あるいは減債基金を設けて、その中でやつていける、自力で返済計画をきつておき、お考え願ひなれば、仏作って魂入れずと申しますか、これは机上の空論に私はなると思ひます。いま一度お伺いをいたしますけれども、もしそういふお考えがあるならば、減債基金制度を設定することについて、慎重な調査と研究をされることを要望したいと思ひますが、いかがでありますか。

○足立政府委員 横山委員仰せの点は、この問題を真剣に考えますと、確かに一理と申し上げては失礼でございます。すけれども、根拠のある御説だと思ひます。しかし仰せのような措置を直ちににとるといたしますと、これは国鉄も義務づけられるわけでありまして、なかなか資金コスト等も上つてくるというやうな問題もございまして、おずかしい点もあるかと思ひます。従つて将来の問題として、これは確かに私も、仰せの点十分含みまして検討をしなければならぬ問題だといふふうに考へております。

○横山委員 将来私の主張に対して十分検討するとおっしゃるのですが、あなたの答弁の中に、国鉄がこれによつて義務づけられ、国鉄も困りはせぬかという話、国鉄としては、この減債基金制度についてどういふお考えをお持ちですか。

○久保説明員 この点につきまして

は、ただいま政務次官が申されましたように、国鉄経営調査会の答申にも減債基金制度の確立ということをやつたてでございます。私も真剣に検討いたしてあります。ただし、そのためには、たとえば来年度発行いたします債券等についてもある程度繰り入れるとか、こういうことをいたしていただくで、さしあたり来年度たちまちある程度の資金繰りをしなければならぬ、こゝういったやうなことも考えまして、私も五カ年計画をいたしましては、だんだん増送量の増加、あるいは経営合理化の徹底といったことで、さらに一そう企業努力をしまして、自己資金を捻出して、こゝういふ考え方であります。相当地なりましたけれども、来年度たちまちそこまでの資金繰りということとはなかなかむずかしいということ、制度を十分に検討しながら、五カ年計画の間にこゝういふ制度を確立したいといふことで研究しておるわけでございます。

○横山委員 長くなりましたから、これでやめますが、私は、この法案の質疑応答を通じて、やはり合点がいかぬところがあります多しと思ふのです。法律のことよりも、国民は今運賃値上げについて非常な関心を持ってゐる。政府も、国鉄当局も、何とかそのところを納得してもらいたいといふ努力をされておるやうです。されておるときに、去年一年まるきり延ばす、おとしも延ばすといふふうに延ばしてきたものを、特にこゝし計画を立てて返済をきちんきんとし、こゝういふふうなことや、固定資産税を七十二億門もこゝしはとるといふこと自体にどうしてもこれは納得がいきません。

もしも政務次官がおっしゃるやうに、そんな一般私企業のように、利益で借金を返せとはいわぬ、直接にこゝういふことをせぬとおっしゃるならば、この法案についてやはり再検討されて、そのうして本来的な前の借金については、政府出資によつて肩がわりし、これからのお客さんに迷惑をかけぬ。従来それらの金は、旧国鉄当時の公共性ある新線開発とか、その他の問題もやつてきたのであるから、これは国の産業のうちの大仕事としてやつてきたのであるから、政府出資にしてやるといふふうにはやられるのが、私は当然ではなからうかと思ふわけですね。減債基金につきましても、私の漏れ聞くところによれば、かねがね学者からの議論もあり、国鉄も希望したさうであります。が、政府側としては、これはなかなかうんと言わない。うんと言わないでいて今こゝういふ態度をとられるということは、これまた私はいかかと思ふわけですね。しかし、済んだことを議論してもしょうがありませんから、一つこれから減債基金制度については、双方とも十分な研究をされて、さうして確実な方途において、国鉄側の減債の総合的計画の中でなされるやうに私は希望いたします。質疑を終ります。

○山本委員長 他に御質疑はございせんか。――なければ、本法律案に対する質疑はこの程度で終了し、討論を省略して直ちに採決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山本委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

これより採決いたします。本法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山本委員長 起立多数。よつて本法律案は原案の通り可決いたしました。

○山本委員長 次に、第二十四回国会より継続審議となつております佐々木秀世君外一名提出にかかる北海道における国有の魚田開発施設等の譲与等に関する法律案を議題として審査に入ります。

北海道における国有の魚田開発施設等の譲与等に関する法律案

北海道における国有の魚田開発施設等の譲与等に関する法律案

未開発魚田開発事業を実施するため、昭和二十二年度及び昭和二十三年度の一般会計予算に基き、北海道において、住居、共同加工場、簡易船着き揚場及び給水の用に供させるため国が設置した施設並びに国が新設し、又は購入した漁船（以下「施設等」という。）でこの法律の施行の際現にそれぞれその用に供されてゐるものについては、国は、当該施設等の所在する市町村（漁船についてはその主たる根拠地の所在する市町村）に対し、これを譲与することができ

2 前項の施設等の譲与（この法律の施行の際譲渡されてゐる施設等の譲渡を含む。）の時までの使用に係る債務については、国は、これを免除することができ

附則

この法律は、公布の日から施行する。

本案施行に要する経費
本案施行による減収見込は、約三千三百万円である。

○山本委員長 この際お諮りをいたします。本法律案に対する提案理由の説明は、第二十四回国会においてすでに聴取いたしておりますので、今回はこれを省略するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○山本委員長 御異議なしと認めます。よってさように決しました。

この際お諮りをいたします。本法律案に対する質疑は別にならぬようであり、また、本法律案に対する質疑はこれを省略するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山本委員長 御異議なしと認めます。よってさように決しました。

この際申し上げますが、国会法第五十七條三の規定により、委員会は、議員の発議にかかる予算を伴う法律案については、内閣に対し意見を述べ、御意見があればお述べ願いたいと思存いたします。

○足立政府委員 ただいま議題となっておりますが、本法律案につきまして、政府の見解を申し上げます。

この法案において譲与の対象となつております住居、給水施設及び漁船等は、同が北海道の未開発漁田を開発するため、あわせて樺太、千島等からの無縁故引揚漁民の援護をはかる目的で、昭和二十二年及び昭和二十三年度の予算において設置された国有財産

であります。当該財産のうち住居につきましても、現在同が北海道に対し無償で貸し付けておりますし、なおまた住居等の施設は、当初漁田開発事業が緊急に実施されたため、きわめて簡易な一時的なものでありまして、現在においてはその腐朽はなほだしく、国において直接維持管理することが困難であります。これを財産の所在する地方公共団体に譲与して、直接維持管理させることが適当と考えるのでございます。なお本法案による漁船等の使用者は、すべて樺太、千島等からの無縁故引揚者でありますので、保護を要する生活困窮者であります。従つて、債務の免除もまたやむを得ないと考え、次第でございまして、本法案につきましても、政府としては異存はございません。

○山本委員長 これより討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を省略して直ちに採決いたしますと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山本委員長 御異議なしと認めます。これより本法案についての採決をいたします。お諮りいたします。本法律案を原案の通り可決するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山本委員長 御異議なしと認めます。よって本法律案は全会一致をもって原案の通り可決いたしました。

この際お諮りをいたします。ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成、提出手続等につきましては、先例によりまして委員長

に御一任願つておきたいと存じます。〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山本委員長 御異議なしと認めます。よってさように決しました。

午後の会議はこの程度にとどめ、午後は大蔵大臣が出席をされることになっております。従つて午後二時三十分より再開することいたします。

午後一時五十分休憩

午後二時三十分再開
○山本委員長 それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案、補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案、及び産業投資特別会計法の一部を改正する法律案の三法律案を一括議題として質疑を続行いたします。質疑は通告順に許します。神田大作君。

○神田(大)委員 きのう私が食糧の赤字百六十一億圓を補正予算で埋めるべきであるというように申し上げたのでございしますが、この場合に、これは借入金で埋めても差しつかえないというように御答弁でございしますが、この法的根拠を御明示願いたい。

○森永政府委員 財政法には、第何条でありますか、政府が公債を出して、あるいは借入金をして歳出をまかなう場合が限定されております。第四

条でございしますが、この歳出は、公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源としなければならぬ。但し、公共事業費、出資金及び貸付金の財源については、国会の議決を経た金額の範囲内では、公債を発行し又は借入金をなす

ことができる。これは原則でございす。これに對しまして、特別会計につきましては別段の規定をすることができるといふ規定が財政法にございす。第四十五條「各特別会計において必要がある場合には、この法律の規定と異なる定めをなすことができる。」

この規定がございす。食糧管理特別会計法第二條と第三條をございす。だきますと、「本会計は食糧及び農産物等ノ買入代金以外ノ経費ヲ支弁スル

為必要アルトキハ政府ハ本会計ノ負担ニ於テ借入ヲ為スコトヲ得」これは第二條です。第三條には「本会計は食糧及農産物等ノ買入代金ノ財源ニ充ツル為必要アルトキハ政府ハ本会計ノ負担ニ於テ一年以内ノ償還スヘキ証券ヲ發行シ又ハ同期間内ノ償還スヘキ借入ヲ為スコトヲ得」この規定がございす。従いまして、食糧管理特別会計におきましては、この第二條、第三條の規定に従ひまして、食糧の買付代金を借入金ないしは食糧証券でまかな

えるわけでございす。そういう事態が損益計算上は損失に該当する場合もありませんが、歳入歳出の問題としては、この規定で借入金でまかなつておくことも許されておるわけでございまして、そういう意味のことを昨日申し上げたわけでございす。

○神田(大)委員 食糧管理特別会計法の第二條、第三條は、特に第三條においては「食糧及農産物等ノ買入代金ノ財源ニ充ツル為必要アルトキハ」とありま

すから、これはあくまでも必要経費であつて、これでもって赤字を借入金で埋めるといふようなことはないので、赤字を借入金で埋めるといふことは、財政法の本質からいって、

赤字をまた赤字で——借り入れというのは、特別会計のは赤字借入金ですから、それで埋めておくというようなことは、財政の基本的精神からいって、容認することができないのです。赤字というものができれば、その会計年度において処理するというのが財政の原則だと思ふ。この原則を当局がみずから破るといふようなことは、これはどうしてか許すことができないと思ふのですが、これはどうですか。

○森永政府委員 もちろん食糧管理特別会計についてできるだけ赤字が出ないようにはなつてゐる。これは法律問題を離れた政治上の常識でございす。私どもも好んで赤字を出してゐるわけじゃないんですが、法律的な問題といたしましては、この借入金によつて買入代金を調達してゐる、その買入れた食糧について期末評価の結果損失が出るというふうな結果になりましても、財政法に違反するといふ問題ではないわけですね。もつぱら法律問題としてお答えいたしておりますことを御了承いただきたいと存じます。

なおただいまの問題にも関連がございす。食糧管理特別会計法の附則第二項をございす。政府ハ

当分の内本会計ノ決算上ノ損失ヲ補填スル為予算ノ定額内所ニ依リ一般会計ヨリ本会計ニ繰入金ヲ為スコトヲ得」といふ規定がございまして、もちろん決算に損失が出ることは望ましいことではございせんが、損失が出ました場合には「決算上ノ損失ヲ」云々とございす。ここから御想像いただけま

すように、赤字が出る場合も考えられるわけでございまして、わざわざそのための規定をいたしまして、決算上の

○神田(大)委員 これはまことに好ましくないことではございますね。また法的に、私は局長の説明は非常に納得しない点がたくさんありますから、この法律問題は、あとでまたあなたに質問しましょう。

大臣がせつかくおいでになつたので
すから、大臣にお尋ねいたしますが、
大臣は、とにかく日本における財政通
でございます。この大臣が、本年度の
赤字を来年度埋めるとしようや、そ
ういう財政の基本精神と反するような
ことをやるということに対して、これ
は今局長も言つた通り、まことに好ま
しくないことです。こういう好ましく
ないことをあえてやらなくちゃなら
ぬ、そういう心境は一体どこにあるの
ですか。きのうもお尋ねしましたが、
いま一度御答弁願います。

○池田國務大臣　主計局長が好ましくないといふことは、食管会計に赤字が出るよりなこととは好ましくないといふのでございまして、「(どうか)な」と呼ぶ者あり。これは主計局長からあとから答えさせてもよろしい。私の聞いたところでは、食管会計は赤字が出ないのが望ましい、赤字の出ることは好ましくないと言っているのであります。しこうして三十一年度にかかるべき赤字について、これをいつ埋めるかといふことの原則論になりますと、私は財政法その他特別会計法から申しまして、

歳入によって埋めるときには、別に赤字を埋めるという法律を出さなければなりません。別に法律を出すということは、財政法あるいは食糧会計法に予定しておることでございます。決算確定をしたならば一般会計から埋める

ことかできるものということを規定しておるゆえんのものは、原則として決算確定後埋めるのが本筋であるというふうにとれるのであります。片方では、決算確定を待たずにやるときには法律を設けなければならぬ、こういうことから考えますと、また昨日米中し上げておりますがごとく、昭和三十一年度の赤字云々の問題については、特別調査会のどういふ結論が出るかわかりませんが、そういうことによつてもある程度動き得るのでございますから、私は決算確定を待つてやるのが考へ方としては至当ではないか、こう言つておるのであります。

○神田(大)委員 決算確定を待つてやると申しますけれども、少くとも百六十一億円の赤字が出るのがわかつておる。しかもまた、三十二年度においては百四十二億円の赤字が出る、ことが予定されておる、こういうような予定されているものを予算に組んで、それを埋めていくというのが予算であつて、そういう予定されておる赤字をそのまま持ち越していくということは、年度内におけるところの処理をしていくという財政法の原則からいっても、これは許しておけないと私は考

て埋めなければならぬ、あるいは補正予算を組んで埋めなければならぬというような事態が起きても、いやそのうちにわれわれが何らかの方法をとってやるまで、これは未処理でおろすのだ、年度内におけるところの財政上の問題

を、そういう想定のもとに未処理にしておくとすることは、財政一般に対しての混乱を来すものでありますからして、私は原則からいいまして、そういうことは許すべきものではない、均衡財政をうたっておる建前からしても、そういう赤字をそのままにして放任しておくということは、許されないというように私は考えるが、そういう点はどうお考えになりますか。

○池田国務大臣　私は、三十一年度の赤字につきましては、決算確定を待つて処理していくのが適當だと考えてお

ります。で均衡財政と申しましても、借入金をやることも予定しております。しかし、均衡財政というものは、主として一般会計でいっている。しかし私は、一般会計のみならず、まず特別会計全体を見たならば、大体均衡いたしておるといえると思うのであります。

○神田(大)委員　食糧管理特別会計の一部改正法案でもって、今までの借り入れ限度をこえて四千四百億圓にしよという問題、あるいは食糧証券を出すという問題は、食糧を買いつける

れは食糧を買い入れるための証券でありますから、現在の収支計算から見ますと、赤字も含まれていることになつておりますけれども、こういう点はどう御解釈になりますか。

○池田国務大臣　これは、予算付録の

貸借対照表、あるいは損益計算におきまして、これだけの借り入れが必要だということから借り入れ限度の問題が起るのであります。しこうして貸借対照表、損益計算におきましては、年度経過中でございますから、それが確定すれば適当な措置をとる、これで私はけっこうだと思います。

○森永政府委員　ただいまお願いいたしております食糧証券の発行限度の拡張は、これは現状を基礎にいたしました、その上に来年度の食糧の買い入れ見込み、ピークの状態がどうなるかと

いろいろなことを考えまして、若干のゆとりを見てお願い申し上げているわけでございます。赤字を埋めるための債券発行を特にそれによってお願いをしておるといふ趣旨ではございません。その点は御了承いただきたいと思っております。既往の赤字がどうなるか、これにつきましては、三十年度は第二次補正で埋めるわけでございます。また三十一年度の補正につきましては、大臣から繰り返しお答えがございましたように、決算確定を待ちまして、しばらく時期に処理いたすわけでござい

別会計の精神に反すると思つてござい
ますが、実際において、食糧証券で
もつて赤字が埋められている、これは
おかしいと思うのです。こういう点を
はつきりしないと、法律は時の政府の言
いようでどういふふうにでも解釈され

るということでは、まことにどうも法律あつて法律なきがごときものであつて、われわれとしては、これは承服するわけにいかぬ問題であります。また先ほど局長が、まことに好ましきことではないと言ふことは、こういう赤字をそのまま繰り越すことは、これは好ましくないということ、それを大臣でわざわざそういう言明を横から取り合つて、そして赤字になったことは好ましくない、それで、そういう——はつきりと局長が好ましくないと言つてゐるのを、大臣がわざわざ政治的な含みを

と特別会計が分れておりますゆえんのことです。期してございまして、大臣がおっしゃった通りでございます。一般会計の中へ上げましたのは、特別会計に赤字を生ずることそれ自体が好ましくないが、しかし現行法ではそういう場合も上げていただくという趣意で申し上げたわけでございます。その点はつきりして下さい。

○森永政府委員　私が好ましくないと

ものは、特別会計はやはり特別会計で独立の収支のバランスを期するのが原則でございます。そこで、昭和二十一年に制定されました法律では、食糧会計の赤字を予定した規定がございますが、その規定の頭には、当分のうちという規定があるくらいでございます。これは当分のうちということがあつて、これによつておわかりのように、特別会計は特別会計それ自身として収支バランスすることは、これはあくまでも本則でございます。そういう意味で好ましいことではないがという趣意を申し上げたのでございまして、誤解しておられるようでございしますから、よろしく願ひいたします。

○神田(大)委員 あなたがそういうことを言ふなら、あとで速記録を私はよく調べて、そしてあなたがそういう食言をしたことによつて追及をいたしますから、それはあとにいたしますしよ。

それで、これは重大な問題だと思ふことは、食糧証券の借入金でもつて赤字を埋めておくということ、食糧証券というものはあくまでも食糧を買い付けるための証券としてわれわれはこれを認めております。にもかかわらず、それを赤字のために使つておるといふことは、どうしてもわれわれは納得できないと思ふのですが、その点はどうでしょうか。

○森永政府委員 先ほど私は、食糧管理特別会計法の第二条と第三条と両方を引用いたしました。第三条の方には、食糧証券の買入れ代金の財源に充つるための規定でございますが、第二条の方は、「本会計ニ於テ食糧及農産物等ノ買入代金以外ノ経費ヲ支弁スル為ニ必要アルトキハ政府ハ本会計ノ負担ニ於テ借入金ヲ為スコトヲ得」という規定があるわけでありまして、赤字を生ずることはもちろん好ましくはありませんが、こういう場合もあることを法律自身が考へておるわけでございます。現行法がそういう仕組みになつておることを御了承いただきたいと思ひます。

ル為必要アルトキハ政府ハ本会計ノ負担ニ於テ借入金ヲ為スコトヲ得」という規定があるわけでありまして、赤字を生ずることはもちろん好ましくはありませんが、こういう場合もあることを法律自身が考へておるわけでございます。現行法がそういう仕組みになつておることを御了承いただきたいと思ひます。

○神田(大)委員 現実においては、食糧証券の借入金でもつて埋めてあるのです。なるほど第二条のような場合もあるでしょうけれども、今の食糧会計においては、食糧証券でもつて実際に赤字が埋まつておるのです。これはどうですか。

○森永政府委員 食糧管理特別会計が決算上赤になつております状態は、結果において一部の借入金が借入金でまかなわれた、そういう状態になつておる、これはさうでございします。それでですから、さういふ食糧管理特別会計法の附則第二項のような規定があるわけでございます。また私どもとしても、昭和三十年度の赤字を今度の補正で埋めなくちゃならぬと考へておるわけでございます。

○神田(大)委員 そうすると、現実においては、食糧証券でもつて赤字が埋まつておることはお認めになりますか。

○森永政府委員 結果においてさうなつておるからこそ、これを補てんするといふ問題が起つてくるわけであり

○神田(大)委員 食糧証券でもつて赤字が埋まつておる。しかし、われわれは食糧証券でもつて赤字を埋めろといふ承認は与えておらない。食糧を買い入れるために食糧証券は発行する。こ

れはなほだもつてけしからぬ話だ。法律を通したわれわれの精神に反することです。

○森永政府委員 ただいまの問題は、食糧法第二条の問題でございます。たとえば借りかえのようなものもこれに入りましようし、いろいろな場合がこれに該当すると思ひますが、欠損が出たおるといふ状態においては、借入金でまかなうという結果になつておりますが、これは第二条の規定によつてジャスティファイされておると思ひます。

○神田(大)委員 現実において食糧証券でもつて赤字が埋まつておるといふことは、食糧証券を発行するときに、われわれがその限度を承認したときの精神に反することでありまして、私はこれを問題点として保留しておきます。

次に、方向を変えて米価の問題に移りたいと思ひます。米価審議会には、国会議員も入つて米価の適正なる価格の決定に當ることを法律において認めておるのですけれども、今回の調査会には、国会議員を入れない、政府の諮問機関として設置するといふことでございしますけれども、米価審議会と調査会との関連をどうお考へになつておりますか、大臣にお尋ねいたします。

○池田国務大臣 米価審議会は、お話しのとおり、法律によつてでき上つておる一つの法的機関であります。生産者米価その他の米価の問題について審議するのでございします。しかし、今回設けようといひます特別調査会は、食糧会計の合理化のために各方面からいろいろ検討しようといふ考へのもとにやつておるのでございまして、私は別

の任務を持つておると考へております。しかしそれが、消費者価格の点については、米価審議会の前哨戦と申しますか、もとになることがあるかも知れません。特別調査会を設けます趣旨は、何ら米価審議会と抵触するものではございません。

○神田(大)委員 この米価審議会には、国会議員が入つていろいろと審議されますが、特別調査会に国会議員を抜いたといふことは、一々やはり相当の経験といふいろいろの学識を持つてゐるところの国会議員が米価でもつていろいろと結論を出す、それが調査会と違つたような場合における今後の問題といふものは、国会に残されると思ふのでございします。それで、私は調査会にも国会議員を入れて審議した方が、米価との関係においても非常にスムーズな審議ができるのではないかと思ひますが、その点どうお考へになりますか。

○池田国務大臣 政府の意向をきめる前の諮問機関でございします。しかしして政府の者はみな国会議員でございまして、われわれは、常に政府の諮問機関に国会議員が入るといふことは、いかなものかと思ひます。入つてやる場合もありまして、入らぬ場合もありましよう。今回の問題は、お入れしないのが適当だと思つて、学識経験者だけにしたのであります。

○神田(大)委員 国会議員を入れないという理由を今少しはつきりさせてもらいたいと思ふのです。米価の問題、特に消費者米価の問題は、与党内部の意見の対立等によつて一たん閣議で決定したものがくつがへつたのです。そういういわくつきの問題が含

まつてゐるのです。なおさらこれは国会議員を入れて審議すべきだと思ふのでございします。大臣の、国会議員を入れないという理由がまことに薄弱であります。ことさらに国会議員を入れないといふようなことは、これは政府の御用機関にして、政府が消費者米価を上げるといふ腹がまえをもつて、責任のがれのために調査会を利用するといふようにわれわれには考へられるのでございします。いかがでありますか。

○池田国務大臣 特別調査会云々といふお話でございしますが、国会議員が政府の調査機関に入るといふことは異例なのでございします。原則ではございしません。われわれは、今回の問題につきましては、原則に従つて国会議員をお入れしない方がよいのだという考へでいつておるのであります。

○神田(大)委員 これは、水かけ論になるからこの辺でやめましよう。私は、食糧会計の赤字の大きな原因は、たくさんあると思ふのでございしますけれども、特に外米の輸入というやうなことに對しましては、さういふことを、不当に買入れをいたしまして、そのために食糧会計において皆さんの保管料を払つたり、あるいは運賃等におきまして、相当不当な運賃が払われているのではなからうかと思ふのでありますけれども、食糧会計の赤字に對する中間的な経費の節減、あるいはさういふ不当なる外米とか外麦の輸入等に對しまして、大臣はどうお思ひになりますか。

○池田国務大臣 不当なことがあつてはいけなないのでございします。赤字の原因はいろいろあると思ひます。大体内

地米につきましては、生産者価格と消費者価格の間の、倉庫料、あるいは金利、運送費等をまかない得るだけの差がない。従来は、外麦によりする利益を相当見込んでおいた。しかし、それが三十一年度におきましては、外麦による利益を百数十億も見ておいたのでございまして、それが五、六十億違ってくるか、あるいはまた内地米の方の損は、百三、四十億の損と見込んでおいたのが百七、八十億の損になるとか、いろいろな原因があると思ひます。従ひまして、先ほど米問題になつております特別調査会におきましては、こういう問題も審議の対象になることと思つております。

○神田(大)委員 特に九十億の事務費がありまされども、これは、純然たる食糧統制をやつておる以上は、事務費といふものがかかるものです。これは、当然一般会計から繰り入れて補てんすべきものであらうと私は思ふのでありますけれども、これを補てんしないで赤字の中に含ませておく、あるいは食糧特別会計の中で操作しておるというふうなことに矛盾がある。私は、これこそ一般会計の中から速急に補てんすべきであらうと思ふのであります。ところが、こういう点はどう思ひになりますか。

○池田國務大臣 事務費の問題のみならず、価格安定に基く損失等いろいろな点におきまして議論があるのであります。そういう議論がございまして、特別調査会において検討して、いこうというのでございまして。

○神田(大)委員 特別調査会において検討することをもつて、どう思ひますか。うけれども、こういう問題は、もう長い間食糧会計に対する疑惑として国民の間にも起きています。当局等におきましても、この会計を明確にしくちやならぬといふことはわかつておる。そういう数字的な事務的な問題は、調査会に待つまでもないことでありまして、こゝに矛盾を、今度の補正予算に埋め込むべきであらうと思ふのであります。もしやらぬとすれば、怠慢の至りであつたと私は思ふのでございまして、やっておりますから、農林省がやっておりますから、大蔵省といひましては、これに對しては、これを監察して、これを適正化させる義務があるのだから、そういう中間搾取における欠陥といふやうなものを、主計局長等は、おわかりであらうと思ふ。この主計局長は、数字的に収支計算の資料を一つ作つて、もう作られておると思ひますが、これを本委員にぜひ提出してもらいたい。それがなければ、われわれ食糧会計の赤字の正体といふものを見きよめるわけにいかん。あるいは食糧会計の白書と申しますか、あるいは食糧会計の収支計算の明細書と申しますか、こういうものを委員会に提出されなければ、この問題を審議するわけにいかぬと私は思ふのでございまして、これに對しては、食糧会計の白書を速急に提出するつもりがあるかどうか、大臣と局長に一つお尋ねいたします。

○武田説明員 三十一年度、三十二年度の食糧特別会計の見込みなり予算につきましては、基礎のこまかい資料につきましては、できるだけ早く御提出をいたします。

○池田國務大臣 食糧会計のこまかい資料につきましては、農林省から追つてできるだけ早く資料をお出しすること、今答弁がありまして、さう取り計はられると思ひます。

○竹谷委員 閣下して、大蔵大臣から答弁のありました食糧会計特別調査会という名称かどうか知りませんが、そのような機関は、総理府設置法、あるいは大蔵省設置法の改正に基いて、法律の根拠のある調査会を作るものであるか、それから、そういうものはどう性質のものであるか、またその予算はどうするか、いつ設置するか、さうして国会議員が加わらないといふやうな答弁であるが、さうだとすれば、どういふ方面からどのような人を何人くらい選ぶかといふことを、具体的に人まではきまらなくても、選段階なり、あるいは職域なり、さういふ方面も構想ができておると思ふのですが、その特別調査会を設置する組織法の内容、人選の方針、それをお尋ねいたします。

○池田國務大臣 食糧会計につきましても、特別調査の委員会は内閣に置くのでございまして、法律に基くものではございません。臨時税制調査会といふいろいろな調査会が内閣に置いてありますが、法律に基かざるものが相当多いのでございまして。しかしてこれが運営に當りましては、事務費と申しますか、いろいろの費用は、ある程度予算を見ているのでございまして。

それから特別調査委員会の構成人員でございまして、一応十五人以上といふことになつたと聞いております。私直接のあれでないものですから、農林省で農林大臣が主として當られる。従ひまして、十五人以上といふことは閣議で一応きまりましたが、どういふ方々をお選びするかといふことは、農林大臣が主になつておやりになるので、まだ十分相談を受けておりません。

○竹谷委員 法律上の機関ではなく、事実上さういふものを内閣に諮問機関として設けるということであるが、今大臣の答弁によれば、予算もある、その予算はどの科目から出ておるか、これは主計局長から御答弁を願ひたい。それから十五人といふ大抵の人数のワタはあるが、その内容については農林大臣等の意見によつてこれからきめる、さういふことであります。国会議員を入れないといふことについての先ほど神田君の質問に對して、われわれどもも納得がいけないのだが、それだけきまつて、その他は、さういふ面からどう選ぶかといふことがきまらないのは非常に片手落ちで、初めから国会議員は入れない、さういふ方針がこれでは出てこないと思ふ。どの方面からどういふように選ぶかといふことを考えた上で、初めて国会議員を入れないという結論が出るだらうと思ふ。初めから入れないといふ前提で人選をするといふのは、何か政治的な意図があるのではないかと、何かことをわれわれは疑わざるを得ないわけですが、その点は一つはつきりさしてもらいたい。

○池田國務大臣 こういう委員会が内閣にできましますときに、まず問題になるのは、国会議員を委員の構成に入れるか入れないかといふことが通例でございまして。従ひまして、今回は原則に従つて国会議員はお入れすまいといふことに相なつておるのであります。そして、その前提がきまりました後に、学識経験者の方をどういふふうにするかといふ段取りになるのが普通だと思ひます。

○森永政府委員 お尋ねのありました臨時食糧管理調査会の運営に必要な予算でございまして、委員手当等がおもなものになります。来年度の食糧庁の一般行政に必要な経費四千二百九十六万ございまして、この中に四十万円余りを見ております。

○竹谷委員 そのようにも予算もできておる、それから、法律によらずして事実上の諮問機関を内閣に設置するといふなら、すぐにもできるはずだと思ふ。そして国会議員を入れないといふことがきまつておる。早く作つて予算の審議に間に合うように結論を出すことが、いろいろさういふ国会の混乱や紛議や、また審議の遅滞を防止する上において非常に効果がある。なぜ早く作つて、そして予算審議に間に合うようにしないか、国会が済んでからわざわざ調査会を作つて審議するといふ考え方、その理由をお尋ねしたい。ことさらに、どうも国会のある間はさういふから、国会議員が国会で發言する機会がなくなる閉会後にしよう、さういふふうなことは、消費者米価の値上げ等についても、予算が通つたらその次にやるのだといふ御答弁のやうに伺える。さういふ世間の疑惑を防止する意味から、また予算の国会審議の門前をはかる上からも、すみやかに調査会を作り、委員の任命をして、急速に審議をさせることが一番適切だと思ふ。大臣はどうお考えになりますか。

○池田國務大臣 お話しの通りに、調査会を設けることにきまつておるので

ございますから、早くスタートすることが望ましいと思います。従いまして、先ほど申し上げましたように、農林大臣が主になりまして今人選をしておられると思います。

○竹谷委員 その設置はいつになり、いつごろ審議は終るのであるか。

○池田國務大臣 そういう問題は閣議で決定いたしましたので、一応農林大臣が主でおやりになっておるのであります。私は、まだ進行状況を聞いておりません。

○山本委員長 委員長から申し上げますが、予算委員会からたびたび請求が参つておりますから、大臣に対する質問はこの程度にしたいだいて、後日さらに続けていただく、こういうことにしまして、大臣の解放を御了承願いたいと思います。大臣は民主的に出てくると言っておりますから……。

それでは引き続き石村君から質疑の通告がございますので、これを許します。石村英雄君。

○石村委員 補助金等の臨時特例等に関する法律でお尋ねします。

〔委員長退席、平岡委員長代理着席〕

この関係で文部省の方、見えておりますか——いらっしゃらなければいいです。

今度の臨時特例は、昨年のように一カ年間小さな補助金を打ち切つて、補助を出さないようにして約十億円の節約になる、こういうことですが、この中で去年の分と違うのは、国立公園関係だけだと承知しておりますが、国立公園関係の補助金は、全部今度復活することになったわけですか。

○中尾政府委員 制度として復活する

ことになりまして、補助金の予算も予算に計上いたしております。

○石村委員 復活して予算に計上された金額はどのくらいでありますか。

○中尾政府委員 国立公園に対する補助金の分が四千万円、同じく園定公園に対します補助金が一千万円でございます。

〔与党が一人もないのはおかしい「流会だ」と呼ぶ者あり〕

○平岡委員長代理 暫時休憩いたします。

午後三時十五分休憩

〔休憩後は開会するに至らなかった〕

〔参照〕

日本国有鉄道に対する政府貸付金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

北海道における国有の魚田開発施設等の譲与等に関する法律案(佐々木秀世君外一名提出)に関する報告書〔別冊附録に掲載〕